

きますので、前記の状態が発生しましたら必ず子ども課に届け出てください。

特別児童扶養手当

精神、又は身体に障害のある満20歳未満の方の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。対象は障害のある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方です。但し所得が制限額以上（別表4参照）の場合や、障害を支給事由とする年金を受けることができないとき、児童福祉施設に入所しているときなどは支給されません。

〈はじめて申請される方〉
手当を受けるには、住所地の市町村の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより支給されます。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し（親と同居している場合は親の分も必要）
- ③所定の診断書（療育手帳がA判定の場合又は身体障害者

手帳の1～3級が交付されている場合は、その写しにより診断書を省略できる場合があります。）

④その他必要書類

〈すでに手当を受けている方〉

- ①毎年8月11日から9月10日までの間に「所得状況届」を提出し、支給要件の審査を受けます。この届けを提出しないと8月以降の手当が受けられません。
- ②障害の認定は前記・の診断書（または手帳の写し）により行われますが、原則として2年後の3月・7月・11月のいずれか定められた時期に診断書を提出していただき、再認定を受けなければなりません。

〈手当の支払〉
手当は県知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月・8月・12月の年3回（各月とも11日、但し、12月期は11月11日）、支払月の前月までの分が受給者が指定した郵便局へ支払われます。

〈手当の額〉

手当は県知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月・8月・12月の年3回（各月とも11日、但し、12月期は11月11日）、支払月の前月までの分が受給者が指定した郵便局へ支払われます。

〈手当の額〉

- *1級該当児童1人につき月5万7千500円
- *2級該当児童1人につき月3万3千800円

〈特別児童扶養手当の認定を受けた方へ〉

手当を受ける資格がなくなると、役場へ届け出てください。①あなたが、児童を監護しなくなったとき。（児童の死亡など）

②対象児童が、児童入所施設などに入所したとき。

③手当を受けている父又は母が主として生計を維持しなくなったとき。または主として養育しなくなったとき。

④対象児童が、障害を事由とする公的年金を受けることができるようになったとき。

⑤対象児童が、当該定める障害の程度に該当しなくなったとき。

⑥その他受給資格要件にあてはまらなくなったとき。

町単独児童手当

町には、近年における少子化対策として、児童福祉の増進及び子育て支援を目的とした町単独の児童手当制度があります。

富士見町に1年以上住所を有し、生計を共にする第3子以降の児童を養育する保護者に対し、第3子以降の児童1人につき月額2万円を義務教

支給制限限度額表（別表4）

扶養親族の数	本 人	配偶者及び扶養義務者
0 人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1 人	4,976,000	6,536,000
2 人	5,356,000	6,749,000
3 人	5,736,000	6,962,000
4 人	6,116,000	7,175,000
5 人	6,496,000	7,388,000

注1) 老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は、該当者1人につきこの額に100,000円（但し、配偶者及び扶養義務者の場合は60,000円）、特定扶養親族がある場合は、1人につき250,000円が加算されます。

育修了まで支給しています。

第3子以降の子どもが誕生したときに受付で手続きを取

受給されていない方がいらっ

しゃいましたら、子ども課ま

【お問い合わせ】

子ども課子ども支援係

（役場2階）

☎62-9237

有9237